

社会福祉法人新川会 事業計画

1 基本理念

利用者一人ひとりの思いは様々です。お一人ひとりの方の思いに真摯に心を傾けることから支援を始めます。そして、支援の過程の中で利用者・支援者共に相互のふれあいとおして心をかよわせ、共感し、学びあいながら人として成長し、自立への夢と希望を持ち続け、自分らしく生きることを実現したいと思います。そのため、地域の人々に親しまれ、信頼される、開かれた施設づくりを実践します。

《支援者の心構え》

障がいのある人たちが、人としての尊厳が守られ、幸福な人生が享受できるよう支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは福祉職員としての倫理観と専門性を高め、自らの使命を誠実に実行しなければなりません。

(1) 命の尊厳

私たちは、障がいを有する人たちの一人ひとりを、ともに生きる存在として共感し合い人間愛と奉仕の心で接します。

(2) 人権の擁護

私たちは、障がいのある人たちに対する、あらゆる人権侵害をなくするために行動し、人としての権利を守ります。

(3) 個性の尊重

私たちは、障がいのある人たちの自分らしい生き方を尊重し、その可能性を信じて支援にあたります。

(4) 社会への参加

私たちは、障がいのある人たちが、地域の構成員の一人として、自立した暮らしが選べるよう必要な福祉資源の拡充と支援に努めます。

(5) 専門的な支援

私たちは、自らの専門的な役割と使命を果たすため、常に研鑽を続け、障がいのある人たち一人ひとりが自分らしい暮らしをおくれるよう支援します。

2 基本方針

基本理念を達成するため、次のとおり具体的な取り組みを行い、一人ひとりのニーズに即した一貫した支援の継続により、利用者の方が自分らしい生活を実現できるよう努めます。

(1) 「個別支援計画」に基づく支援

事前の「サービス等利用計画」と市町村の支給決定を受け、その上で、利用者の意向等により、重要事項説明書等、説明と同意の上、サービス利用の契約を行います。

① サービス管理者の指導のもと、「個別支援計画」を策定し、目標の達成に努めるとともに、職員間の共通の理解と情報の共有を図り、事業所として適正で、一貫性のある支援が継続できるよう努めます。

② 「個別支援計画」の策定にあたっては、「サービス等利用計画」の他、利用者の人権、人格を尊重し、心身の状態、環境、家族の希望等、十分なアセスメントを行い、利用

者の立場にたった具体的サービスの提供と支援に努めます。

- ③「個別支援計画」について、利用者はもちろん、家族（保護者・後見人）に対する説明と同意に基づき支援を行うとともに、定期的に支援の見直しや改善を行い、支援の向上を目指します。

(2) サービスの質の向上

- ①あらゆる場面、あらゆる機会をとおして、利用者の思いに真摯に向き合うとともに保護者の希望にも適切に対応できる信頼関係を築きます。
- ②ボランティアや施設実習生、関係機関等の外部の意見や批判等についても真摯に受け止め、サービスの質の向上に努めます。
- ③事故及び「ヒヤリハット」報告について、検証を行い、経験と教訓を蓄積することによって、支援体制や方法の改善を図ります。

(3) 人権の擁護

事業所内における、人権侵害、虐待が生じることのないよう、あらゆる機会を捉え、具体的事例について相互に意見を交わし、常に利用者主体の開かれた事業所運営を行います。

(4) 職員の資質の向上

- ①法人の基本理念について、その重要性について職員自らが自覚し、職員がこの基本理念に基づいた社会福祉事業の推進を図れるよう資質の向上に努めます。
- ②年間研修計画に基づいて、内外の研修会に積極的に参加し、福祉職員としての倫理観や、専門的な知識の習得等、そのレベルアップを図ります。
- ③事業の実施に必要な各種の資格の取得及び受講等に関して、積極的且つ計画的に支援します。

(5) 実習生の受け入れ

将来、福祉職場を目指す実習生に、施設の役割や仕事の内容について、体験し学習する機会を提供し、将来の福祉人材の育成を図ります。

(6) ボランティアの受け入れと地域交流

- ①地域の福祉・教育及び各分野の団体・個人のボランティアを積極的に受け入れ、障がい者への理解、施設への理解を広めます。また、ボランティアから得られる様々な意見、情報を施設の事業の活性化に活かしていきます。
- ②利用者の地域奉仕活動を工夫し、障がい者の社会的な参加と交流の機会を広げます。

(7) 法人の組織、運営体制及び年間行事計画等

別紙のとおり

3 平成30年度重点事項

- (1) 農福連携へのチャレンジ
- (2) 委託作業依存から脱却し、自主製品開発・販売を目指す
- (3) 将来の社会的ニーズを踏まえた、さつき苑・つつじ苑・工房よつばの整備計画の立案
- (4) キャリアパス制度導入に伴い、職員育成のための計画的研修制度の構築

四ツ葉園 事業計画

1 基本方針

家族と離れて生活している利用者の方に、安心と安全が確保され、生き生きとした場の提供に努め、利用者と職員のふれあいを通して、一人ひとりが目標に向かって、意欲的に生活ができるよう支援します。

- (1) 利用者一人ひとりの可能性や長所に焦点をあて、ライフステージに見合った利用者主体の支援に取り組みます。
- (2) 生活環境が安全、快適であるための配慮を行い、日々改善の視点を持ち、施設環境の向上を目指します。
- (3) 日中活動の充実や満足できる内容の提供に取り組み、意欲の向上を図ります。
- (4) 社会自立に向けて、一人ひとりに合わせた個別的な配慮に努めます。
- (5) 地域、利用者とのふれあいを通して障害への理解を深めるとともに施設での取り組みについて発信し、地域にひらかれた施設を目指します。
- (6) 職員は、利用者との適切な関係を図り、サービスの質の向上と支援者としての資質の向上に日々努めます。

2 支援計画と内容

従来の支援の継続の中で、支援の質的向上を目指し、今年度、下記の事項を重点課題として支援を行います。

平成30年度のアクションプランとして、将来の農福連携の可能性の発見と、豊かな自然とふれあう暮らしをテーマに取り組みます。

(1) 施設入所支援

生活の主体者であることを実感できる支援に努めます。

①生活環境

家庭的な雰囲気や四季の風情を取り入れ、居心地の良い生活環境を提供します。

②余暇支援

気候の良い日には、心身のリフレッシュと健康増進を目的に、屋外へ出る機会を設けます。また、個々がベランダ等で野菜や花の栽培に取り組み、利用者と職員が共通の目標を持ち、心の充足を感じられるように取り組みます。

③安心・安全な暮らし

夜間の火災、防犯を想定した図上訓練を行い、課題を見出し、対策を見出せるよう取り組みます。

④リスクマネジメント

ヒヤリハット事案を振り返り、原因や課題の検討を行い、再発防止、情報の共有を行い、月1回の支援課会議で全体周知し予防対策の強化を図ります。

(2) 生活介護

各班のメンバーが話し合っただけで決めた野菜や花を畑で栽培し、利用者と職員が成長過程を共通話題にし、開花や収穫を共感できる場面を設けます。

①作業班

施設の自然豊かなロケーションを強みと捉え、野菜作りやしいたげ栽培を通して法人全体に商品への可能性を提案・発信を行います。

②療育班

ライフステージに見合った運動(目的、身体機能の変化)を中心に身体機能の維持・向上と癒しやリラクゼーションを意識した取り組みなどメリハリあるメニューの模索に努めます。

運動療法(体幹、平衡等)、セラピー(マッサージ等)などから年間5種類の新メニューを提案し日中活動の活性に取り組みます。

③日中活動の質の向上

外部講師による訪問指導を継続。作業療法士の視点による利用者の生活の質の向上に加え、療育班の活動メニューについて継続的にアドバイスを受け、更に充実した活動内容に取り組みます。

(3) 職員資質の向上

①職員が自主的に専門知識や資質の向上を目指し、キャリアアップを図ります。

②年3回セルフチェックを実施。定期的に自己を見つめ直す機会を設けます。

③利用者支援に直接繋がるテーマをチームで討議・研究し、支援課会議で発表する機会を設けます。

3 その他

①入所定員の見直し

男性定員、女性定員の比率を、ニーズに基づいて見直しを行い、地域社会に貢献します。

②実習生の受け入れ

職員が、働く喜びややりがいを実習生に伝える懇談場面を設け、将来の福祉への理解者と人材確保を視野に入れた対応の充実に努めます。

③環境の整備

仮設居住棟跡地に、遊歩道を整備し歩行能力の向上に取り組みます。また、色合いや香りを感じ取れる植樹や花壇整備に利用者と一緒に取り組みます。

地域生活相談室 事業計画

1 基本方針

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように、心身の状況及びその置かれている環境等に応じて、意志及び人格を尊重し、適切な相談支援を行います。その際、関係機関との連携を図り、障がい者・児とその家族に寄り添った支援に努めます。

- (1) 指定一般相談支援事業（県指定）
- (2) 指定障害児相談支援事業（市町村指定）
- (3) 指定特定相談支援事業（市町村指定）
- (4) 障害児等療育支援事業（県委託事業）

2 相談支援の内容

(1) 指定一般相談支援事業

①生活相談

訪問、外来及び電話・メールによる相談支援

②就労相談

障害者雇用制度の利用等ハローワークと連携した就労支援

③行政手続等の支援

障害手帳、障害年金等の申請

④権利擁護

成年後見の手続、日常生活自立支援事業

⑤地域移行支援

入所施設及び病院の長期入所者及び入院者の地域移行の計画と住居の確保等
地域生活に移行するための相談・支援

⑥地域定着支援

単身等で生活する障がい者に対し、緊急訪問や相談等に応じ、常時の見守り
等を行い地域生活の継続を支援

(2) 指定障害児相談支援事業

①障害児相談支援

- ・サービス等利用計画（案）の作成と連絡・調整
- ・継続サービス利用支援（モニタリング）

②サービス担当者会議

- ・サービス支給決定に係る情報の共有と利用の調整

③進路支援

就学や就業に向けての移行がスムーズに行えるよう、相談や関係機関と連携

④その他、（1）①～④

(3) 指定特定相談支援事業

①計画相談支援

- ・サービス等利用計画（案）の作成と連絡・調整
- ・継続サービス利用支援（モニタリング）

②サービス担当者会議

- ・サービス支給決定に係る情報の共有と利用の調整

- ③その他、(1) ①～④
- (4) 障害児等療育支援事業
 - ①訪問療育等支援事業
 - ②外来療育支援事業
 - ③施設支援療育等支援事業

3 関係機関との連携と地域福祉ネットワークの構築

- (1) 関係機関との連携を図りながら、障がい者の多様なニーズに向き合い、個々の障がい者・児とその家族に寄り添った支援
 - ①処遇困難事例に対するケア会議等の実施
 - ②地域のサービス提供事業所とのサービス調整会議の開催
- (2) 地域自立支援協議会への参画
 - ①関係機関及び事業所の連携
 - ②処遇困難事例に関する協議
 - ③地域福祉計画等ニーズの把握と改善
 - 地域生活支援拠点整備に向けた関係機関との役割分担
 - 多様化するニーズに対し、関係機関や地域のサービス事業所間の連携
- (3) 社会啓発活動
 - ①福祉のイベントへの参画・協力
 - ②ボランティアの参加促進と育成
 - ③育成会（親の会）・同本人部会活動への協力と支援
 - ④療育キャンプの企画・実施

新川会グループホーム 事業計画

1 基本方針

就労または就労継続支援などのサービスを利用している知的障がい者であって、地域生活を営む上で一定の日常生活の援助が必要なものを対象として支援を行います。

- (1) 暮らしのリズムを保ち、健康な暮らしの継続に努めるとともに、身近や社会生活面での未自立の部分を補いながら社会人としての成長を見守ります。
- (2) 日々の暮らしの中で一人ひとりの気持ちに寄り添い、体調管理や対人関係等の不安や悩みに応える等、コミュニケーション能力の向上に努めます。
- (3) 共同生活をとおして一人ひとりが地域での生活の仕方を学び、社会人としての意欲と自信を育むよう支援します。また、休日や余暇の過ごし方について集団的、個別に対応した内容を提供します。
- (4) 利用者が充実した日々が過ごせるよう、就労先や日中活動事業所と連携します。また、利用者の心の支えとして家族との絆を大切にされた支援を心がけます。
- (5) 地域の福祉イベント等に参画し、住民とのふれあいをとおして障がいへの理解を深めます。

2 支援の領域と内容

- (1) 安全・安心と健康
 - ①避難・防災訓練と建物/設備の点検（法定点検等）※消防法等
 - ②感染症の予防
 - ③医療管理と指導
生活習慣病の治療と予防及び服薬管理
受診・通院及び静養
- (2) 身近生活スキルの向上
 - ①規則正しい生活と清潔な生活習慣の継続
 - ②私物の管理及び衣類・日用品の整理・整頓
 - ③洗濯及び清掃 ※当番・係、個別
- (3) 社会的生活の支援
 - ①共同生活のルールとマナー
 - ②金銭の使用（ショッピング）及び金銭管理（小遣い帳）
 - ③公共の場でのルールとマナーの習得
 - ④余暇の支援
- (4) 就労（会社）及び通所サービス事業所との連絡・調整
 - ①就労状況の把握（意見・要望）及び医療的対応（通院、病欠、静養）
 - ②日中活動サービス事業所とグループホームの情報の共有と適正な対処
- (5) PDCAサイクルを大切にされたサービス提供のプロセス
 - ①本人及び家族のニーズの確認
 - ②6ヶ月に1度のモニタリングの実施

3 ホームの管理・運営

- (1) 定例打合会の実施（各ホーム毎月 月末）

- ①月間の勤務、日程・行事の確認
- ②食費（食材費）、小遣いの授受
- ③利用者間の対人関係についての理解と統一的な対応
- (2) 世話人の研修の実施
 - ①ホームでの個々の利用者の言動について、一緒に考え、適切なアドバイスを行い、入所者に対する理解とスキルアップを図ります。
 - ②先進施設の訪問等とおして学びの機会を設けます。

4 ホームのバックアップ体制

- (1) 生活支援員による休日の支援
 - ①利用者の昼食の提供
 - 生活支援員による簡単な調理の仕方について指導
 - ②生活の知識と技能の伝授
 - 寝具、衣類の手入れ等
 - ③余暇の過ごし方 ※晴天時 雨天時のメニュー
 - ・個人又は小グループでの特技や趣味の指導と材料等の手配
 - ・散歩や運動及び外食
 - ・園芸・畑作、環境美化・整備
- (2) 食事・健康に関する助言・指導
 - ①栄養士による献立・調理等の助言・指導
 - ②看護師による検診結果等についての助言・指導

5 短期入所利用者の受け入れ

居宅等において家族の疾病その他の理由により、短期間の入所が必要な一般就労や就労事業所等を利用している人に居住の場を提供し、食事、入浴等の日常生活上の支援を行います。

また、長期に入所施設等を利用している利用者や特別支援学校から地域移行する人に対し、地域での生活を享受する機会を提供します。

6 地域資源の利用等

- (1) 育成会及び育成会本人部会への参加
- (2) 地域のサークル等への参加 スポーツクラブ等
- (3) サテライト型住居の検討 独立した生活への準備

7 ホームの課題と展望

多様化する地域のニーズに対応した運営を行います。

- (1) 高齢化する入居者の心身の状況に応じて、介護保険サービス等を組み合わせて生きがいをもって余生を過ごすことができるよう支援を行います。
- (2) 家庭生活において困難に遭遇している障がい者に、小集団による自律的な生活ができるよう支援と観察を行い、関係の修復と適応性を図ります。
- (3) アパートの単身生活など自立した生活に向けて、ステップアップできるよう取り組みます。

雷鳥苑事業計画

1 基本方針

地域に在宅する知的障がい者に、ふれあいの場を提供するとともに、生活体験の広がりの中で、一人ひとりが自立に向けて意欲と自信を育むよう支援します。

- (1) 利用者の障害の状況や能力、興味に適した活動場面を提供し、作業や活動への興味を見出し個性や長所の伸長を図ります。
- (2) 利用者一人ひとりの健康と安全に配慮し、安定した生活リズムを形成するとともに、楽しく充実した日々を過ごせるように支援します。
- (3) 身近生活自立への支援を通じて、生活習慣とコミュニケーションの形成に努めます。
- (4) 地域の人々との交流を深め、共生の理念に基づく地域づくりを推進するとともに、障がい者の社会参加に努めます。
- (5) 就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2 支援計画と内容

個別支援計画に基づいて、一人ひとりの状況や目標に合わせた支援課題を見出し、目標達成に向けて本人に寄り添った支援に努めます。

(1) 生活介護

- ①生産活動に重点を置き、活動に参加できる利用者には、今まで以上に働く場を提供し働くことの喜びと充実感を持てるよう支援します。リサイクル(ペットボトル)、受託作業、キーホルダー作りなど
- ②前年度に引き続き、音楽療法、調理などをより多く取り入れ日課にメリハリをつけ、利用者にとっての楽しい時間を増やします。
- ③体を動かす場面を積極的に取り入れ、体力維持、老化防止に努めます。散歩、運動公園での器具を使った遊び、体操、リラクゼーション等
- ④農業体験の場を設け自然に親しみ、そして季節を感じ、収穫の喜びを味わえるようにします。

(2) 就労継続支援 (B型)

- ①農業部門の充実を図り、法人内の通所施設と連携しラベンダーの栽培に取り組んでいきます。
次年度から、花の収穫が可能となるよう職員、利用者で栽培技術の習得に励みます。また農福連携の立場から立山町よりラベンダーの花の収穫要請があれば協力します。
大にんにく栽培を軌道に乗せ(約 1000 個)、イベント等で加工した黒大にんにくの販売を予定しています。
- ②受託作業は、収益性、作業の難易度を考慮し取捨選択を図るとともに、生産性の向上、及び技術の向上を目指します。
- ③自主製品に関しては、法人内の商品開発委員会と協力し、包装、キャッチコピー等

改良し魅力のある製品を目指します。マグネット、アンデルセン、マスコット等

3 支援体制

- ①サービスの質の向上を図るために、虐待防止、行動障害者処遇、人権擁護などの部内研修を実施し、支援技術の向上を目指します。
- ②それぞれの家庭と連絡を密にし、情報の共有を図り個々の相談に対応し、適切なアドバイスができるよう心掛けます。また一人暮らしの利用者に対しては、定期的に面談し家庭状況の把握に努めます。

4 その他

- ①身近生活の支援を必要とする個々の利用者に対しては、食事、排泄等適切な介助を行い習慣化を目指します。
- ②健康相談等で健康状態の把握に努め、健康維持、病気予防に努めます。
- ③定期的に施設の内外を点検し、安心・安全な環境の維持を図るとともに、防災訓練等により日頃から災害に備えての準備を徹底します。
- ④自治会活動を通じて、利用者自身の意志決定を尊重し、自分たちの事はみんなで決められるようにします。
- ⑤行事等では、積極的にボランティアを募り外部の人に施設を理解してもらい、作品展示会やイベントに出店することで施設の活動をPRし、地域との交流を図ります。

さつき苑 事業計画

1 基本方針

地域に在宅する知的障がい者に、ふれあいの場を提供するとともに、生活体験の広がりの中で、一人ひとりが自立に向けて意欲と自信を育むよう支援します。

- (1) 利用者の障がいの状況や能力、興味に適した活動場面を提供し、作業や活動への興味を見出し個性や長所の伸長を図ります。
- (2) 利用者一人ひとりの健康と安全に配慮し、安定した生活リズムを形成するとともに、楽しく充実した日々を過ごせるように支援します。
- (3) 身近生活自立への支援を通じて、生活習慣とコミュニケーションの形成に努めます。
- (4) 地域の人々との交流を深め、共生の理念に基づく地域づくりを推進するとともに、障害者の社会参加に努めます。
- (5) 就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2 支援計画と内容

個別支援計画を支援の柱とし、一人ひとりの状況や目標に合わせた支援課題を見出し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう適切な支援に努めます。

従来の支援は継続して行い、今年度は下記の事項を重点課題として支援を行います。

(1) 生活介護（定員18名）

週日課に基づいた日中活動の中で様々な活動を提供し、活動への興味と集中力、持続力を培い、また適度な運動量と休息に配慮しながら楽しく充実した1日を過ごせるよう支援します。

- ① 日中活動の見直しに伴い、一人ひとりが生き生きと活躍できる環境を整えます。
- ② 木工作業を通して興味と集中力を養い、作品作りの楽しさを味わう。
- ③ 畑作業ではさつまいもづくりに取り組み、体を使って働く楽しさや収穫の喜びを感じる。

(2) 就労継続支援（B型）（定員20名）

基礎的な知識・技能・態度が身に付くよう利用者と一緒に仕事に取り組み、働くよろこびを共有し自立した社会生活を享受するよう努めます。

- ① 自主製品では、野菜や果物の下処理、乾燥機を使用して乾燥、袋詰め工程の流れに乾燥食品づくりに取り組み、生産量の確認と試作品の販売を目指します。
- ② 畑作業では、ラベンダーやとうきなどのほか、乾燥用の野菜やハーブの栽培にも取り組みます。
- ③ 受託作業は、受託先や量の見直しを行い、自主製品にかかわる利用者と時間の調整を図ります。

3 その他

① 職員資質の向上

定期的にセルフチェックを実施し、自己を見つめなおし支援の質の向上を図ります。

② 実習生の受け入れ

福祉への理解と人材育成を視野に入れ体験、学習の場を提供します。

つつじ苑 事業計画

1 基本方針

地域に在宅する知的障がい者に、ふれあいの場を提供するとともに、生活体験の広がりの中で、一人ひとりが自立に向けて意欲と自信を育むよう支援します。

- (1) 利用者の障がいの状況や能力、興味に適した活動場を提供し、作業や活動への興味を見出し個性や調書の伸長を図ります。
- (2) 利用者一人ひとりの健康と安全に配慮し、安定した生活リズムを形成するとともに、楽しく充実した日々を過ごせるように支援します。
- (3) 身近生活自立への支援を通じて、生活習慣とコミュニケーションの形成に努めます。
- (4) 地域の人々との交流を深め、共生の理念に基づく地域づくりを推進するとともに、障がい者の社会参加に努めます。
- (5) 就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2 支援計画と内容

個別支援計画に基づき、一人ひとりの状況や目標に合わせた支援課題を見出し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう適切な支援に努めます。

従来の支援を行いながら今年度は、下記の事項を重点課題として支援を行っていきます。

(1) 生活介護

日中活動の中で一人ひとりの役割を設け責任感を養うとともに、楽しく充実して過ごせるようにします。

- ①陶芸を通して土(粘土)に触れる感触を味わい、又作品作りに取り組むことで感性や能力を引きだしていきます。
- ②園芸や畑作に取り組み、季節を感じ屋外で身体を使って働く喜びを知ってもらうように努めます。

(2) 就労継続支援(B型)

自分で考え行動できるように、又就労や自立した生活に向けて、知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。

- ①受託作業を取り組み作業方法や技術を身につくように支援します。
- ②就労に必要な知識、マナーや技術の形成に取り組み関係機関と連携し一般就労につながります。
- ③自主製品の開発(機織り製品、入浴雑貨)

3 その他

①ブルーベリー農園での作業

年間を通して定期的にブルーベリーの栽培について園主から学ぶとともに、作業を通じて地域の方と交流する機会を設けます。

②どんどん焼きのイベントでの販売

調理から販売まで携わることで一連の流れがわかり自分で作ったものが売れる喜びを味わう。(四ツ葉園祭や各通所事業所の苑祭、ハーティとやま等)

③実習生の受け入れ

将来の福祉への理解者と人材育成を視野に入れた対応の充実努めます。

工房よつば 事業計画

1 基本方針

地域に在住する知的障がい者に、ふれあいの場を提供するとともに、生活体験の広がりの中で、一人ひとりが自立に向けて意欲と自信を育むよう支援します。

- (1) 利用者の障がいの状況や能力、興味に適した活動場面を提供し、作業や活動への興味を見だし個性や長所の伸長を図ります。
- (2) 利用者一人ひとりの健康と安全に配慮し、安定した生活リズムを形成するとともに、楽しく充実した日々を過ごせるように支援します。
- (3) 身近自立への支援を通じて、生活習慣とコミュニケーションの形成に努めます。
- (4) 地域の人々との交流を深め、共生の理念に基づく地域づくりを推進するとともに、障がい者の社会参加に努めます。
- (5) 就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2 支援計画と内容

個別支援計画を支援の柱とし、一人ひとりの思い生きがいを感じられる目標や課題を見出し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう適切な支援に努めます。

就労継続支援(B型)

自立した日常生活や社会生活ができるよう、生産活動やその他の活動を通して就労に必要な知識や能力の向上のために必要な支援を行います。

- ①就労に対するスキルやマナーの向上、習得ができるよう支援します。
- ②自主製品（入浴雑貨、野生型エノキタケ）では品質の良さを維持、管理します。
- ③受託作業 電子部品のゲートカット、入浴セットの袋詰め 正確な作業を集中して取り組める環境をつくります。

3 その他

・ラベンダーの栽培

精油用として使用されるラベンダーの栽培に取り組むと共に、畑作や園芸への興味がもてるよう取り組みます。

・野生型エノキタケ

野生型エノキタケを乾燥し保存することで、イベントでのきのこ汁の販売を目指します。又、地域との交流を楽しみに意欲的に栽培に取り組めます。